

令和7年12月24日

横浜市建築局  
局長 清田 伯人 殿

請願書審査時の局長答弁に対する疑義及び開示請求した  
「ガーラ・レジデンス洋光台」に係る近隣説明等報告書の  
記載内容についての回答書に対する再質問(その2)

(仮称)ガーラ・レジデンス洋光台計画  
近隣住民代表 [REDACTED]

前略

回答書(建情第1726号、令和7年12月23日付け)の回答内容につき、近隣住民全家族に対し回答書の意見を聴取した結果に基づき、再質問(その2)を提示するので、12月26日までに回答されたい。

### 1 回答書の記の1について

請願書審査時に答弁した内容は、当日述べた通りです。(中略)。引き続き、これまでの経緯を踏まえて住民の皆様のご要望を建築主に要請します。

#### 【上記回答に対する再質問について】

近隣住民の全家庭から、「質問1～3に対する、質問の内容に即応した真摯な回答が一切なされていない。」との意見が噴出しています。

即ち、局長の代理人である情報相談課長が、質問内容を正確に理解し、回答しているとは言えない代物です。

更には、この回答内容では、横浜市の建築局長が、事業者(弁護士)同様、事業者に加担して回答していると勘違いされる回答になっています。

そこで、下記に再質問をします。

記

#### 「質問1について」

請願書審査の際に、清田局長は、「土壤汚染調査を行った機関は、国の指定調査機関であるので問題はないと考えている。」と答弁しました。そこで、近隣住民は、その様に清田局長が答弁した根拠をお聞かせくださいと質問したものです。

更には、住民は、調査時の捏造(合成)写真も提示した上で、請願書を作成したのですが、請願添査時の答弁では、その点をまったく無視した答弁でした。

再度、質問の内容を正確に理解し、真摯な回答を要請します。

因みに、土壤汚染の調査会社であるトーエイ環境は、本件計画敷地の地歴の調査に関し、近隣住民に公表した資料が出鱈目(でたらめ)であり、結果、土壤汚染の調査をせざるを得なくなつたものです。その点は、本年1月14日の説明会の議事録(事業者側作成)を横浜市建築局の担当部署に近隣住民代表が送付していることから、貴局の担当者らは、重々承知しているものです。

国の指定調査機関であるから、問題ないと妄信し、公言した清田局長の答弁は、その事実(地歴の調査の虚偽)をも無視した答弁になります。再度、清田局長、自らの答弁に対し真摯な回答を要請します。

## 「質問2について」

清田局長は、「今後も住民と事業者がコミュニケーションを図れるように横浜市として指導していく」と答弁しました。建築主 FJ ネクストが、一方的に住民とのコミュニケーションを壊した(遮断した)ことは、先の質問書の中に詳解しました。

また、本年3月以前の担当係長に、近隣住民代表が、素朴に「何故、建築主 FJ ネクストは、自ら配った説明資料の説明(会)の開催をしないのですか?」とお聞きしたところ、「あっせんの席で、住民の質問により、まったく回答が出来ず、ボロボロになつたが、もう二度とそのようなことを経験したくない。」との回答を得ていますとの説明でした。

上記の状況の中で、「引き続き、これまでの経緯を踏まえて住民の皆様のご要望を建築主に要請します。」との回答では、何も変わらず、近隣住民自らが、質問書の中で、横浜市が仲介して、建築主との近隣住民との話し合いの場の設定を要請しました。その点に関する清田局長の見解を含め、真摯な回答を要請します。

なお、清田局長は、担当部署の関係者らから、上記状況を十分聴取した上で、「今後も住民と事業者が、コミュニケーションを図れるように横浜市として指導していく。」と答弁したものと思料しますが、清田局長が考えるコミュニケーションを図る具体的な打開策はどの様なものなのかを、市民を安心させる観点から、改めて教示することを要請します。

## 「質問3について」

清田局長は、請願書審査の中で、「改めて、土壤汚染対策に関する説明会の開催を建築主に指導する。」と答弁しました。

請願書審査の中で、請願書の紹介市議から「局長自らが建築主を呼出し、指導し、説明会を行わない場合は、先に進めない」と言つたら解決する事案であるとの忠言がありました。そこで、今後も、清田局長自らどの様に行動して、土壤汚染に対する近隣住民への説明会の開催に漕ぎつけるのか、答弁の真相(具体的な内容)を明らかにされたいと質問したものです。

その回答が、「引き続き、これまでの経緯を踏まえて住民の皆様のご要望を建築主に要請します。」では、あくまでも説明(会)をするか否かの主導権は、建築主 FJ ネクスト側にあり、横浜市は、言うだけで、その後の責任は知らず存ぜぬ回答であり、市民である近隣住民に寄り添っていないものです。質問事項に対し、真摯な回答を再度要請します。

更には、土壤汚染については、近隣住民のみならず、2 年以上に渡り工事を行う労働者、マンションに住む住民にも関わることです。今回のゼネコンは横浜市内の建設会社であり、従事する労働者の多くは横浜市民となることが、容易に想定されます。

横浜市職員行動基準には、「法令やルールを守るだけではなく、市民・社会の求めるものに応えるため、法令やルールの点検・見直し・制定に取り組みます」とあることから、その行動基準に則り、見直し・制定に取り組むべき事案と思料しますが、前記職員行動基準を踏まえた、清田局長の回答を改めて要請します。

## **2 開示請求した「近隣説明等報告書」、「受理に至っての協議事項」についての質問に対する回答について**

回答書の中で、「中高層条例では、建築主は、建築物の建築に伴って生ずる日照などの周辺環境について説明することになっています。」と回答しています。

そこで、お聞きしますが、上記回答の中の「建築物の建築に伴って生ずる日照などの周辺環境について説明する」の日照などの「など」について、土壤汚染や雨水及び生活排水が溢れないか否かにに関し、除外する根拠を教示ください。

なお、法令(条例)の解釈にあたり、「など」が付いた場合は、行政側が一方的に解釈する場合は、明文により限定例挙されていなければなりません。即ち、日照に限るとの明示若しくは解釈が無ければなりません。明文化したものを持�回ください。

更には、条例上の説明事項は「その他周辺の住環境に影響を及ぼす著しい影響及びその対策」とのみ明文化されており、決して、土壤汚染や雨水及び生活排水が溢れないか否かにに関し除外する構成ではないことを念頭に、改めて、除外する根拠について、近隣住民に教示することを要請します。

以上

注)本書簡は、個人情報を保護(公職者は除く)したうえで、「青空を渡さない会」のホームページに掲載する。また、貴局からの回答書もホームページに掲載する。